

【答申の概要】

諮問第 153 号 「職員の分限処分に関する公文書の部分開示決定に対する異議申立て」

件 名	職員の分限処分に関する公文書の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	平成 16 年度に分限免職処分となった職員に関する文書（辞令に係る起案文書、意思表示が到達した旨の証明申請に係る起案文書、退職手当請求書、支出票及び当該職員の主張）
非 開 示 理 由	条例第 7 条第 2 号（個人情報） 第 6 号（事務事業情報）
実 施 機 関	静岡県知事（企画監（人事担当））
諮 問 期 日	平成 19 年 5 月 11 日
主 な 論 点	(1) 職員が分限処分及び退職手当の支給を受けたという事実の有無は、職務遂行情報に当たるか。 (2) 部分開示は可能か。 (3) 条例第 9 条（公益的裁量開示）の規定に該当するか。

審査会の結論

静岡県知事の決定は妥当である。

審査会の判断

(1) 本件公文書の内容について

本件公文書は、平成 16 年度に行われた地方公務員法第 28 条の規定に基づく分限免職処分及び静岡県職員の退職手当に関する条例第 2 条の 2 の規定に基づく退職手当の支給に関する公文書であり、辞令に係る起案文書、意思表示が到達した旨の証明申請に係る起案文書、退職手当請求書及び支出票から成っている。

なお、本件における分限免職処分及び退職手当の支給について対象となった職員は 1 名であった。

(2) 不存在について

実施機関は、開示請求の内容のうち「当該職員の主張」に係る公文書については不存在であると決定した。「当該職員の主張」とは、不利益処分を行う処分庁が事前に被処分者から聴取した意見のことであり、本件は、被処分者が長期間行方不明になったことをもって分限免職処分を行ったものであるため、被処分者から意見を聴取することは不可能であったと認められる。したがって、当該公文書が不存在であるとした実施機関の決定は妥当である。

(3) 7 条 2 号該当性について

本件公文書の非開示部分は、被処分者、被処分者の家族及び過去の被処分者の個人に関する情報に該当するものと認められる。

次に、当該非開示部分は、実施機関から公表されたと認めるに足る資料はなく、かつ、当該情報を公表するとの規定も見当たらないことから、ただし書アに当たらない。また、ただし書イの人の生命等を保護するため、公にすることが必要な情報とは認められない。さらに、被処分者が公務員であり、本件公文書中に被処分者の職務に係る部分を含むとしても、分限免職処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させ、職員個人の私事に関する面を含むものであり、個人の資質、名誉に関わる当該職員の固有の

情報というべきものであるから、ただし書ウにも該当しない。

(4) 部分開示について

条例第7条第2号の情報が記録されている場合には、条例第8条第2項の規定により、当該情報について、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分（以下「個人識別部分」という。）を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いて開示することとされている。

しかし、本件非開示部分は、みだりに他人に知られたくない個人の機微にわたる情報が含まれており、個人識別部分を除いても、当該被処分者の同僚、知人等の関係者にあつては、既に開示されている分限処分の経緯や内容等から当該被処分者等を特定することが可能であり、これまで知られていなかった当該被処分者等の情報を知り得ることになれば、当該被処分者等の権利利益を害するおそれがあると認められる。したがって、部分開示の対象とすることはできず非開示とすべきである。

(5) 7条6号該当性について

非開示部分は、いずれも条例第7条第2号の非開示情報に該当すると認められることから、同条第6号については判断するまでもなく、非開示とすることが相当である。

(6) 9条該当性について

異議申立人は、本件公文書について、条例第9条の裁量的開示をすべき情報に該当すると主張するが、分限免職処分等を行った職員が公務の執行を正当にやったかどうかを検証するのに必要な文書は条例第9条に該当するとの異議申立人の主張だけでは、同条に規定する本件公文書を開示しなければならないほどの公益上特に必要がある状況を説明したとは認めることができない。

本条は、個人情報についても裁量的開示を認めているが、条例第3条では実施機関の責務として「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」と規定していることから、非開示情報の中でも個人情報について本条を適用する場合は、個人情報を安易に開示することのないよう慎重に取り扱わなければならない。

したがって、本件においては、開示することの利益が非開示にすることによる利益に優越するとは言えない。